

平成二十年二月二十七日 水曜日 官報（号外第三十六号）

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 法第三条第一項の政令で定める者については、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
の間、第一条の二第一項の表麻しんの項及び風しんの項中

- 一 生後十二月から生後二十四月に至るまで
- 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校

の間にある者

とあるのは、

就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」

一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者

二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日

三 十三歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

四 十八歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

の前日までの間にあるもの

とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一

内閣総理大臣 福田 康夫